

初めて 障害者を
雇用した事業主様

“必見”

愛知県中小企業応援 障害者雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小・小規模企業の事業主が、障害者（雇入れ日現在において満 65 歳未満である者）を初めて雇用した場合（過去 3 年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給します。

初めて障害者を雇用された事業主様はぜひお問い合わせください。

※就労支援 A 型の事業を実施している事業主様は対象外です。

▼支給額（1 事業主当たり）

対象労働者の区分	支給額
短時間労働者以外の労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円

※短時間労働者以外の労働者とは 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の者、短時間労働者とは 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の者をいう。

申請期限を過ぎた場合は支給対象となりませんのでご注意ください

▼申請期限

対象となる障害者の雇入れ日から 6 か月経過した日の翌日から起算して 2 か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出してください。



(例) 令和 3 年 7 月 1 日雇用の場合

H30	R3	雇用			
7/1	6/30	7/1	12/31	1/1	2/28
過去 3 年障害者が働いていない		雇用 6 か月		申請期間 2 か月	

この期間に別の障害者が働いている場合は、支給対象になりません。

▼申請方法など

愛知県就業促進課の Web サイトに掲載の「申請の手引き」をご覧ください。

【Web サイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>

愛知県障害者奨励金

検索

▼問い合わせ先



愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

T E L 052-954-6367 (ダイヤル)

F A X 052-954-6927

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2(愛知県庁本庁舎 2 階)

まずは、お気軽にお電話で
お問い合わせください！